

# JIS

## 歯科用回転器具—ダイヤモンド研削器具— 第2部：ディスク

JIS T 5505-2 : 2014

(JDMA/JSA)

平成 26 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	甲 田 英 一	東邦大学
(委員)	青 木 春 美	日本歯科大学
	市 川 義 人	一般社団法人電子情報技術産業協会
	大 江 容 子	東邦大学名誉教授
	岡 田 浩 一	日本歯科材料工業協同組合
	奥 野 欣 伸	日本医療器材工業会
	佐久間 一 郎	東京大学
	瀬 戸 則 夫	日本歯科器械工業協同組合
	棚 橋 節 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	辻 久 男	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	内 藤 正 章	日本医療機器産業連合会
	西 田 勝	一般社団法人日本ファインセラミックス協会
	本 間 一 弘	独立行政法人産業技術総合研究所
	松 岡 厚 子	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
	松 谷 剛 志	公益財団法人医療機器センター

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 13.5.25 改正：平成 26.3.1

官 報 公 示：平成 26.3.3

原 案 作 成 者：日本歯科材料工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-7217)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会 (委員長 甲田 英一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬食品局 審査管理課医療機器審査管理室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義並びに記号	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 記号	2
4 品質	3
4.1 ディスクの寸法	3
4.2 推奨寸法	4
4.3 ディスク基材	5
4.4 振れ	5
5 ディスクの特定形状	6
5.1 極薄形外周及び辺縁部研削用ディスク	6
5.2 薄形外周及び辺縁部研削用ディスク	7
5.3 厚形外周及び辺縁部研削用ディスク	7
5.4 薄形外周及び側面部研削用ディスク	8
5.5 標準形外周及び側面部研削用ディスク	9
6 表示及び添付文書	10
6.1 表示	10
6.2 添付文書	11
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	12
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本歯科材料工業協同組合（JDMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 5505-2:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS T 5505** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS T 5505-1** 第 1 部：ポイント寸法，要求事項，表示及び包装

**JIS T 5505-2** 第 2 部：ディスク

**JIS T 5505-3** 第 3 部：粒度，呼び及びカラーコード

# 歯科用回転器具—ダイヤモンド研削器具— 第 2 部：ディスク

## Dental rotary instruments—Diamond instruments—Part 2: Discs

### 序文

この規格は、2011 年に第 2 版として発行された ISO 7711-2 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、金属、セラミックス、レジン、石こうなどの歯科材料を研削するために、通常、歯科技工作業に用いるダイヤモンドディスクについて規定する。

なお、この規格では、特定の寸法をもつ 5 種類の形状を設定して、規定している。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7711-2:2011, Dentistry—Rotary diamond instruments—Part 2: Discs (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS T 5502** 歯科用回転器具—試験方法

**注記** 対応国際規格：ISO 8325, Dentistry—Test methods for rotary instruments (MOD)

**JIS T 5504-1** 歯科用回転器具—軸—第 1 部：金属製

**注記** 対応国際規格：ISO 1797-1, Dentistry—Shanks for rotary instruments—Part 1: Shanks made of metals (MOD)

**JIS T 5505-3** 歯科用回転器具—ダイヤモンド研削器具—第 3 部：粒度、呼び及びカラーコード

**注記** 対応国際規格：ISO 7711-3, Dentistry—Diamond rotary instruments—Part 3: Grit sizes, designation and colour code (IDT)

**JIS Z 2241** 金属材料引張試験方法

**注記** 対応国際規格：ISO 6892-1, Metallic materials—Tensile testing—Part 1: Method of test at room temperature (MOD)